

風評対策強化指針（平成 27 年 6 月追補改訂版）

はじめに

東日本大震災から 4 年を経過した今もなお、農林水産業や観光業を中心とした幅広い産業分野で風評被害が続いていることから、東日本大震災復興加速化のための第 5 次提言（平成 27 年 5 月 29 日）を踏まえつつ、復興大臣の下に関係府省庁からなるタスクフォースを平成 27 年 6 月 4 日に開催し、「風評対策強化指針」に基づく各府省庁の取組状況の進捗管理とともに、課題を洗い出し、風評被害対策の強化について検討を行った。

引き続き、現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、官民一体となって風評対策を強力に推進する。

（参考）これまでの経緯

- 平成 25 年 3 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催
- 平成 25 年 4 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 平成 25 年 11 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催（フォローアップ）
- 平成 26 年 6 月 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」開催及び「風評対策強化指針」公表

【風評対策強化指針】

「強化指針 1. 風評の源を取り除く」

根拠のない風評に対しては、被災地産品の放射性物質検査の実施や、環境中の放射線量の把握と公表を行う。

「強化指針 2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ」

総理指示を踏まえ、消費者が知りたいと思っている情報を正確に分かりやすく伝えていくよう今までの伝え方を検証し、科学的、専門的な知識を消費者目線で分かりやすく普及させる。

「強化指針 3. 風評被害を受けた産業を支援する」

風評を受けた産業に対して、官民の力を結集して取り組み、被災地産品の販路拡大・新商品開発、国内外からの誘客促進等を図る。

強化指針 1 風評の源を取り除く

被災地等で生産・加工された食品等の安全性を確認するため、生産・出荷・流通等の各段階における放射性物質検査体制の支援や放射線モニタリング体制の整備等により、放射線量等を確実に把握・公表する。

1. 被災地産品の放射性物質検査の実施

(1) 食品中の放射性物質の基準値の設定

(主な取組)

- a. 原子力安全委員会が定めていた指標を暫定規制値として設定
(平成 23 年 3 月 17 日～)【厚生労働省】
- b. 厚労省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、国際的な指標に基づき、長期的な観点から放射性セシウム基準値を設定
(平成 24 年 4 月 1 日～)【厚生労働省】

(参考) 食品中の放射性セシウム濃度の基準値(ベクレル/kg)

日本 食品衛生法の 基準値	E U Regulation (Euratom) No 3954/87	アメリカ CPG Sec. 560.750 Radionuclides in Imported Foods - Levels of Concern	コーデックス CODEX/STAN 1939-1995
飲料水 10 牛 乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳幼児用食品 400 一般食品 1,250	飲料水 1,200 牛 乳 1,200 乳幼児用食品 1,200 一般食品 1,200	乳幼児用食品 1,000 一般食品 1,000
・介入レベルを年間 1mSv と設定し、一般 食品では、50%が基準 値相当汚染されている と仮定	・介入レベルを一般食品 で年間 1mSv と設定 し、全食品の 10%が規 制値相当汚染されてい ると仮定	・預託実効線量 5 mSv を採用し、食事摂取 量の 30%が汚染されて いると仮定	・介入レベルを年間 1mSv と設定し、全食 品の 10%が汚染地域 由来と仮定

※上記における基準値は、受ける線量を一定レベル以下にするためのものであり、必ずしも安全と危険の境目となるものではない。

(2) 被災地産品の放射性物質検査体制の整備と検査の実施

(主な取組)

【食品の放射性物質検査体制整備と検査の実施】

- a. 地方自治体による食品放射性物質検査等への支援及び技術的支援
 - ①検査方法等に関する科学的支援【農林水産省】

②福島県による米の全袋検査体制整備

【内閣府原子力被災者生活支援チーム、農林水産省】

○基金の造成により、農協等に約 200 台の検査機器を配備。福島県では、県全体で全袋検査。(26 年産米については、平成 27 年 5 月 20 日時点で約 1,099 万袋。100%が基準値以内。))

※なお、これまで基準値を超えたものについては廃棄等を行い、市場に流通しないよう措置がなされている。

③水産物の検査体制の整備【農林水産省】

○原発事故以降、これまで 71,503 検体の検査を実施。(平成 27 年 4 月 30 現在) 福島県においては、これまで 29,591 検体の検査を実施。福島県の海産物は平成 27 年 4 月期で 100%が基準値以内。

※なお、基準値を超えたものについては回収・廃棄等を行い、市場に流通しないよう措置がなされている。

④地方自治体に対する検査機器導入への補助

【厚生労働省、農林水産省】

○平成 27 年 3 月までに全国で合計 290 台以上導入。

⑤地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査機器の貸与、及び自治体職員等を対象とした検査方法等の研修会の開催【消費者庁】

○平成 27 年 3 月までに全国で 332 台配分。

○平成 27 年 3 月までに研修会を全国で 27 回開催し、延べ約 1,900 名が参加。

⑥地方自治体からの依頼に基づく検疫所、国立試験研究機関及び契約検査機関における検査【厚生労働省、農林水産省】

○平成 27 年 3 月までに全国で 4 万 7 千件以上の検査受け入れ。

⑦地方自治体が消費サイドからの検査を実施するための検査の委託、検査等の専門家採用、検査機器の整備・保守等に活用できる基金への財政支援【消費者庁】

⑧学校給食の放射性物質検査

【文部科学省、内閣府原子力被災者生活支援チーム】

○学校給食食材の事前検査機器整備補助等

－東日本 16 都県に対して約 85 台補助済み。

－基金の造成により、福島県内の希望する全ての学校給食調理場に 200 台以上整備。

○学校給食一食全体の事後検査

平成 24 年度：43 都道府県で実施

平成 25 年度：10 県で実施

平成 26 年度：10 県で実施

- b. 原子力災害対策本部において、地方自治体における検査計画の策定に関する基本的事項を定め、17 都県を中心とした食品中の放射性物質検査を推進【厚生労働省】

○平成 23 年 3 月 18 日～24 年 3 月 31 日 137,037 件

(99.12%が暫定規制値以内)

○平成 24 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日 928,351 件

(99.57%が基準値以内)

※基準値を超えた食品については回収・廃棄等を行うとともに、基準値超過の地域の広がり等を踏まえ、出荷制限等を実施。

- c. 流通段階の食品の買上調査等の実施【厚生労働省】

○平成 27 年 3 月までに 6,800 件以上の買上調査を実施。

等

【工業製品等の放射線検査整備】

- a. 福島県を中心とする企業等からの要請に応じ、工業製品等の放射線量測定、指導・助言を実施【経済産業省】

○相談件数：約 550 件、測定実施件数：約 5,650 件（平成 26 年度までの累計）

等

2. 環境中の放射線量等の把握と公表

(主な取組)

- a. 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、海洋モニタリングを継続するとともに、関係機関が実施している海洋モニタリング結果も一元的にとりまとめ公表。また、IAEA へのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施。さらに、IAEA と共同で、東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水の採取・分析を実施。

【原子力規制庁】

○国際的な信頼性向上の観点から、平成 26 年 9 月及び 11 月に IAEA 環境研究所の海洋モニタリングの専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水を採取し、それぞれ分析を行った。これまでの IAEA の公表では日本のデータの信頼性は高いと評価。

- b. 福島県内を中心に、放射線モニタリング体制を構築。引き続き、測定体制の維持・管理、環境中の放射線量の着実な測定・公表を継続。【原子力規制庁】

○福島県内の測定機器設置台数

ーリアルタイム線量測定システム	3,036 台
ー可搬型モニタリングポスト	578 台
ー固定型モニタリングポスト	12 台

等

強化指針 2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報の伝え方について、住民目線での点検・改善を行い、正確で分かりやすい情報提供とこうした情報をもとにした消費者・国民とのコミュニケーションを強化する。

(主な取組)

- a. 各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について関係省庁のホームページ等で公表

【厚生労働省、消費者庁、農林水産省】

○厚生労働省ホームページ等で日本語及び英語での情報発信。

- b. インターネットを活用した基準値の周知徹底、公共施設や店頭等における消費者への広報活動実施等による食品中の放射性物質に関する情報提供の推進

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

○消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q&A」を改訂(第9版)しHPで公開するとともに、全国でこれまでに約14万部配布(平成27年3月末現在)。別途福島県が、県内全戸配布(約70万部)。

○「食品と放射能Q&A」を基に、理解のポイントを整理しハンディタイプにまとめたパンフレット「食品と放射能Q&Aミニ」を作成し、HPで公開。加えて、約9千部を配布予定。

○「食品と放射能Q&A」を英訳し、HPで公開。

○農林水産省ホームページで消費者向けページ「食品中の放射性物質について知りたい方へ」を公開。

○農林水産省消費者の部屋において平成27年3月9～13日に特別展示「未来へつなぐ東北のめぐみ ～再生に向けた歩み～」を開催。研究者によるサイエンスカフェ、パネル展示、試食・試供を実施。

- c. 食品中の放射性物質の基準値や放射性物質による健康影響等について、広く消費者の参加を求め、大都市等における意見交換会等を開催

【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】

- 関係省庁の連携により、26 年度中に全国 6 カ所で意見交換会を開催（平成 23 年度からの累計 49 回開催）。※全 6 回における参加者の理解度平均：86%（参加者アンケート結果）
- 地方自治体、消費者団体等と連携した意見交換会等を 95 回開催（平成 23 年度からの累計 467 回開催）。
- その他、食品製造・流通業者の依頼等により、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場における放射性物質の吸収抑制対策等に関する情報提供を実施。
- 定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。

d. 福島県立医科大学における人材育成・リスクコミュニケーション拠点の強化（「災害こころの医学講座」、「健康リスクコミュニケーション学講座」等の開設【環境省】

- 福島県に対し下記の講座を支援するため、基金造成費として平成 25 年度 2 億円、平成 26 年度約 3.8 億円交付し、福島県民の長期にわたる健康管理を実施して行く上で必要となる専門人材の確保と育成を推進。
 1. 災害こころの医学講座
 2. 健康リスクコミュニケーション学講座
 3. 甲状腺内分泌学講座
 4. 放射線健康管理学講座

e. 地方自治体職員、保健医療福祉関係者、学校関係者等リスクコミュニケーションの推進者の養成促進

【環境省、消費者庁、文部科学省、厚生労働省】

- 福島県及び近隣県において、住民の放射線に関する健康不安や悩み相談に対応する人材の育成（基礎的研修・応用研修：平成 26 年度計 28 回、受講者 623 名）や、そうした人材に対して情報提供や助言を行うことができる人材（コーチ）の育成（コーチ育成研修：平成 26 年度計 3 回、受講者 29 名）を実施。

f. 保健所・保育所・幼稚園等、地域におけるミニ集会の開催等をはじめとした正確な情報発信の促進【消費者庁】

- 平成 25 年度中に全国で約 3,400 人のコミュニケーターを養成。平成 26 年度はフォローアップ研修を 18 回開催したところであり、今年度も引き続き、各人が地域において正確な情報発信ができるよう、各種の支援を行っていく予定。
- 定期的に行う消費者庁による消費者意識の実態調査等を踏まえ、具体的な実施内容に反映する予定。

g. 学校における放射線に関する教育の支援【文部科学省】

- 放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修を実施（平成 26 年度実施回数：87 回）。児童生徒等を対象とした放射線に関する出前授業を実施（平成 26 年度実施回数：189 回）。
- 放射線教育の指導の参考となる DVD を作成・配布（約 45,000 部）

h. 政府広報等による放射線に関する正確な情報発信

【内閣府、復興庁、環境省、関係省庁】

- 食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載中。
- 放射線についての正しい知識に関する新聞広告（平成 26 年 8 月 17 日、18 日 全 8 紙）を実施。
- 風評被害の払拭に関するテーマを視覚障害者向け資料（音声広報 CD「明日への声」Vol. 41）（平成 27 年 1 月）に掲載。
- 関係省庁と 50 名以上の専門家で作成した「放射線リスクに関する基礎的情報」（冊子）をホームページに掲載。自治体から依頼に応じて追加配布中（平成 27 年 4 月末で約 2 万 2 千部配布）。
- 関係省庁と専門家で作成した「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」をホームページに掲載。放射線に関する情報を環境省のポータルサイトに公開。

i. きめ細かい個人線量等の測定と住民の身近で、相談に応じられる仕組みの構築支援

【復興庁／内閣府原子力被災者生活支援チーム】

- 福島再生加速化交付金「個人線量管理・線量低減活動支援事業」「相談員育成・配置事業」を、浜通り及び避難者も多く、ニーズの高い中通りの自治体等に交付。これら自治体等において、外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会、住民の身近で放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等を実施。

j. 国内外の報道機関等に対する水産物の安全性についての説明会・現地見学会の実施【農林水産省】

- 国内外の報道機関等を対象とした説明会（平成 25 年 11 月 13 日）や現地見学会・意見交換会（平成 25 年 12 月 10 日）を実施。
- 平成 26 年度は、国内事業者及び消費者に対して説明会を実施。

k. 水産物の放射性物質検査についての情報発信【農林水産省】

- これまでの水産物のモニタリング検査等の取組を総括し、「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめ、平成 26 年 5 月 30 日に公表。平成 27 年 4 月に最新の状況を踏まえて更新。英語版も公表予定であり、

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

被災地等で生産・加工された食品、伝統工芸品、工業製品等の国内外へのPR・販路拡大等の支援、新たな需要創出のための農林水産物、特産品、工業製品等の開発・実証等の支援並びに風評に立ち向かいながら地域産品のブランド力向上等先進的な取組を行う地域事業者等を積極的に広報するとともに、被災地産品等に対する諸外国の輸入規制緩和に向けた働きかけを継続する。

また、東北等への観光需要を喚起し、訪問者の増加により、被災地のイメージを回復するとともに、観光業を支援する。

1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

(主な取組)

- a. 福島県における産地と連携しつつ出荷時期に合わせた福島県産農産物等の戦略的かつ効果的なPR（メディアを活用した広報、全国キャラバン等）を支援【農林水産省】

○テレビCMの視聴前後の比較

＜福島県産を購入したくない層（首都圏）＞

25.9%（視聴前）→ 17.2%（視聴後）（平成27年2月調査）

○テレビCM認知者と非認知者の比較

＜福島県産の購入意欲のある層（阪神圏）＞

CM認知者 83.3% CM非認知者 53.7%

○テレビCM好感度ランキング（首都圏）

公共・企業イメージカテゴリー

「桃」編 第4位、「お米」編 第5位

- b. 被災地等で生産・加工された農林水産物等の消費拡大を促すためのマスメディア等を活用したPRの実施や、民間事業者等の被災地応援フェア等の開催及び社内食堂における被災地食材の利用等の働きかけを強化する等、官民の連携による被災地産品の消費拡大の取組を推進（「食べて応援しよう！」キャンペーン等）【農林水産省、経済産業省、復興庁、全府省庁】

○「食べて応援しよう！」キャンペーンの推進：被災地産食品販売フェア等の取組数：1,106件（平成27年3月末現在）

○各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューの提供（累

計5回、直近：平成27年1月）。

- 食品産業関係団体、国公立大学・私立大学、都道府県・都道府県議会等、合計1,173団体・機関宛てに、被災地産食品の活用促進を要請（平成26年8月）。
- 日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所宛てに、復興大臣名で、被災地産品の活用・販売の一層の推進を要請（平成26年7月）。
- 流通業界10団体宛てに、経済産業副大臣名で、特産品フェア等を通じた被災地産品の販売促進を要請（平成26年10月）。
- 広域に販売網・拠点を有する流通事業者に対し、被災地産品（農産物）の消費拡大に向けた取組について、福島県・JA等が個別に商談できるよう経産省、農水省、復興庁が連携して環境を整備（平成27年4月）。
- 農林水産省において、福島県産農林水産物・食品即売会及び福島県産の食材を使用したお弁当、食品を食べて応援する会を開催（平成26年10月）。
- ニュージーランド、オーストラリア、カナダ及び英国の駐日大使が日本橋ふくしま館 MIDETTE を訪問し、福島県産食品を食べて応援するイベントを開催（平成27年1月）。
- 「食べて応援しよう！」に賛同し積極的に活動している企業及び団体による発表会を開催（平成27年3月）。

c. 福島県産品や観光の風評被害の払拭を図るための「福島産業復興フェア」の開催、及び産業界に対する同様の取組の推進

【経済産業省】

- 経済産業省内で、「福島産業復興フェア」として、福島県産品の販売・観光情報展示等により福島県の魅力をトータルに発信（累計4回発信、平成27年1月）。
- 〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューの提供（累計5回、直近：平成27年1月）。

d. 国際会議・展示会等を活用した福島県産品等のPRの実施

【経済産業省、復興庁】

- 以下の国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。
 - －ICEF 第1回年次総会（平成26年10月）
 - －IEC 東京大会（平成26年11月）
 - －新価値創造展2014、産業交流展2014（平成26年11月）
 - －スーパーマーケットトレードショー2015（平成27年2月）
- 第3回国連防災世界会議において、震災復興の現状と取組を国際社会へ向けて発信（平成27年3月）。

e. 被災地産の地域木材、伝統的工芸品、工業製品等の販路拡大支援や新製品の開発支援等を実施

【経済産業省、農林水産省、外務省】

○被災者の住宅再建に向けた相談会を福島県内4箇所で開催（平成26年8月～11月）。

○工業品等の販路開拓（ビジネスマッチング・商品開発）を支援。

－商談件数：約1,400件（平成26年度までの累計）

－商談成約金額：約36億円（平成26年度までの累計）

※平成27年3月末時点

○トンガ、ドミニカ等8か国に対し、被災地の工業用品等を供与（平成26年度交換公文締結実績11.5億円）。

f. 被災地における新たな農業システムの構築のため、先端技術を活用した農業の実証支援等を実施

【農林水産省】

○福島県とも連携し、花きの周年安定生産技術や放射性物質モニタリング技術等を活用した野菜苗の高付加価値生産技術の実証など、5分野9課題の大規模実証研究を実施（平成26年度）。

g. 全府省庁による被災地産品の利用・販売促進

【農林水産省、経済産業省、防衛省、全府省庁】

○「食べて応援しよう！」キャンペーンの一環として、平成23年3月から全府省庁の食堂・売店（出先機関を含む）で被災地産品を利用・販売。品目別では、米10,736トンを利用・販売の他、青果物等多くの食品を利用・販売（平成23年3月～平成26年3月）。

○〔再掲〕各府省庁の食堂で被災地食材メニューを提供。また、経済産業省、特許庁食堂で福島県産品（水産物、野菜等）を使用したメニューの提供（累計5回、直近：平成27年1月）。

○経済産業省において、省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品を販売（平成26年9月、12月～）。

○防衛省において、被災地で製造されたレトルト品の調達（約109万食（平成26年度））。

h. 福島復興再生特別措置法に基づく農産物等の新品種登録出願に係る出願料及び登録料、地域団体商標登録の特例措置

【復興庁】

○地域団体商標登録については、4事業者が更新登録し、1事業者が出願準備中（平成26年度）。

i. 被災地産品等に対する輸入規制を行っている諸外国への働きかけの継続等【外務省】

○平成27年5月現在、13か国（カナダ、メキシコ、ニュージーランド、コロンビア、ミャンマー、セルビア、チリ、ペルー、ギニア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、豪州）が規制を撤廃し、EU、シンガポール、タイ等が規制を緩和。

j. 被災地自治体による在外公館での物産展等の開催、在京外交団への特産品等PRの場を提供【外務省】

○在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映、さらには復興支援を目的とした日本祭りや東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業等を計約40件実施（平成26年度）。

等

2. 国内外からの被災地への誘客促進等

（主な取組）

a. 福島県への国内観光客や訪日外国人旅行者等の旅行者数を拡大するための取組を実施【国土交通省、復興庁、文部科学省】

○福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業への支援を実施（平成26年4月1日、9月12日、11月27日補助金交付決定）。

○同事業において、海外風評対策事業を中国・韓国・台湾やASEAN諸国など計6カ国で実施。

○同事業において、教育旅行・合宿モデルコースのモニターツアー（首都圏、隣接県、九州地区、台湾 計9回235名）を実施。また、モデルコースを25コース造成し学校機関に提示（平成26年度）。

○平成26年度補正予算において、「原子力災害からの福島復興交付金」を措置。それに基づき、福島県において、修学旅行のバス代の一部を補助する教育旅行復興事業を創設（平成27年4月）

○各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事宛てに、復興庁、観光庁、文部科学省が連携し、福島県への修学旅行の実施を要請（平成26年9月）。

（参考）福島県の修学旅行等の現状

震災前：約70万人泊 → 平成25年（震災後）：約32万人泊

b. 太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る

○東北観光サポーター312者参加、語り部育成研修会を4地域で15回開催、延べ210名参加。モニターツアーを21件催行、561名参加。

c. 訪日観光客増加に向けた諸外国、海外プレス等へのPR事業の実施【外務省】

○12 か国 15 名の記者を招へいし、政府関係者からのブリーフや被災地を取材（平成 26 年度）

d. 福島復興再生特別措置法に基づく観光地等の地域団体商標登録、通訳案内士の特例措置【復興庁、国土交通省】

○福島特例通訳案内士合格者

－44 名（平成 25 年度）

－40 名（平成 26 年度）

e. 東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核とした公園利用施設の整備、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進等の実施【環境省】

f. 東北三県を訪問する外国人に対するビザ発給手数料の免除、東北三県を訪問する中国人個人観光客に対する数次ビザの発給【外務省】

g. 「東北・北関東への訪問運動」の展開【国土交通省】

○官民が一体となって、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する目的に賛同した各府省庁の 49 事業、民間等 68 団体の取組が掲載（平成 27 年 4 月 1 日現在）。

h. 「再掲」被災地自治体による在外公館での観光誘致PR、在京外交団への地域の魅力発信の場を提供【外務省】

○在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映、さらには復興支援を目的とした日本祭りや東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業等を計約 40 件実施（平成 26 年度）。

i. 東北・北関東への訪日外国人旅行者数を拡大するためのプロモーションを実施

【国土交通省】

○東北:台湾で一般消費者に対し、プロモーションイベント「日本東北六県感謝祭」の開催(来場者数約 4 万人、12 月 19 日～12 月 22 日)

○北関東:海外現地旅行会社招請 12 社 13 人(台湾 8 社 8 人、平成 26 年 10 月 5 日～8 日)、香港 4 社 5 人(平成 26 年 10 月 18 日～22 日)

等